

休業手当の支払い義務

被害の状況	休業手当の支払い義務
地震により事業場の施設・設備が直接的な被害を受けた場合	休業の原因が企業の責任範囲外のものであり、経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当します。企業側に責任がある事由による休業には該当しないので休業手当の支払い義務は生じません。
地震により事業場の施設・設備が直接的な被害を受けていない場合	原則として企業側に責任がある事由による休業に該当し、休業手当の支払い義務が生じます。